綾町イメージキャラクター使用規程

（目的）

第１条 この規定は、綾町が保有するイメージキャラクター「もりりん」のイラ スト（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定めるもの とする。

（使用の範囲）

第２条 キャラクターは、綾町のＰＲ、イメージアップ、町政の啓発広報、地域 振興等を目的に、広く使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のい ずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができないもとする。

（１）綾町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合

（２）特定の政治、思想、又は宗教の活動に利用される恐れのある場合

（３）特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合

（４）不当な利益を得るために利用される恐れのある場合

（５）キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合

（６）法令や公序良俗に反する恐れのある場合

（７）その他、使用することが不適当と認められる場合

（使用者の遵守事項）

第３条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

（１）承認された用途のみに使用し、デザインマニュアルに従うこと。

（２）当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を 行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、綾町は一切の 責任を負わない。

（３）キャラクターの加工については、デザインイメージを損なわない範疇で行う こと。

（４）可能な限り、当該使用に係る物件の完成見本またはその写真を綾町に提出す ること。

（同意書の提出）

第４条 使用者は、この規程に定める事項を同意する旨を書面（別紙様式）にて 綾町に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、 同意書の提出を省略できる。

（１）国、地方自治体、その他公共団体が公共または公共用に使用するとき。

（２）自治会、ＮＰＯ、その他の公共団体等が公益的な活動に使用するとき。

（使用料）

第５条 キャラクターの使用は、無償とする。

（使用の差し止め）

第６条 綾町は、キャラクターの使用が第２条の規定に違反していると認められ る場合、または適切でないと判断したときは、当該使用に係る物件の使用停止及 び回収を求める等適切な措置をとることができる。

２ 差し止め等に伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。

（損失補償等の責任）

第７条 綾町は、キャラクターの使用に係る損失補償等の責任を負わない。

（その他）

第８条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則 この規程は、平成２４年１１月１日から適用する。

（別紙様式）

綾町イメージキャラクター使用申請及び同意書

令和 年 月 日

綾町長 殿

|  |
| --- |
| 住所または所在地（〒 － ） |
| 企業、団体等の名称（個人の場合は氏名）㊞ | 代表者 |
| 担当者 | (℡) | (Fax) |
| E-mail |
| 使用するキャラクター | もりりん |
| 使 用 目 的 |  |
| 使用商品等の名称 |  |
| 販 売 価 格 | 卸売価格 小売価格※営利目的使用の場合のみ、該当するいずれかの価格を記入してください。 |
| 使 用 期 間 | 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日※使用期間(事業・製造・販売期間等)がきまっている場合のみ記入してください。 |
| 特 記 事 項 |  |

綾町イメージキャラクターを上記のとおり使用するに当たり、

「綾町イメージキャラクター使用規程」を遵守します。